

## 資料 1

平成 13 年 8 月 30 日

川口市長 岡村幸四郎 様

川口市情報公開・個人情報保護運営審議会  
会長 金子 治 男

### 個人情報の外部提供について（答申）

平成 13 年 7 月 9 日付けで諮問のありました、議案及び報告事項に記載される個人情報の外部提供については、下記のとおり答申します。

#### 記

議案及び報告事項は、市の諸活動を説明する責務を全うすることに鑑みれば、当然に市民に情報提供されるべきである。しかし、議案及び報告事項には、個人情報に記載されている場合があり、その内容によっては、個人の権利利益を侵害するおそれがあることから、議案及び報告事項への個人情報の記載については、次のように取扱われるべきである。

#### 1 人事議案の中に含まれる個人情報について

地方自治法等の法令の規定により、選任について議会の同意又は意見を求めることとなる人事議案については、選任される者がどのような者であるかを、市民等に対しても説明する必要があることから、従前どおり、氏名、生年月日、住所、経歴を記載することは適当である。

なお、記載される個人情報が市民等へ情報提供されることについて、本人の同意を得るものとする。

#### 2 訴えの提起に関する議案に含まれる個人情報について

訴えの提起については、市が受けた損害について訴えを提起するもので、市が提起する段階においては、その事実関係が明らかにされているとともに、

公益上の問題として、市民に説明する必要があることから、被告となるべき者の住所、氏名が記載されることは適当である。

3 調定及び和解に関する議案に含まれる個人情報について

調定及び和解に関する議案については、市の活動を説明する責務があることから、市民等へ情報提供する必要がある。しかし、相手方個人が特定できなくとも市民等に対して内容を説明できること、また、公開されることにより、個人が中傷をされるおそれがあること等を考慮すると、個人が特定される情報は記載されるべきではない。

なお、相手方の記載については、次のとおりとする。

損害賠償の相手方      ○○市在住      女性（男性）      ○○歳

4 報告事項について

市が損害賠償を行った事件の専決処分の報告については、市の活動を説明する責務があることから、市民等へ情報提供する必要がある。しかし、相手方個人が特定できなくとも市民等に内容を説明できること、また、公開されることにより、個人の生活、活動状況が明らかになるおそれや、個人が中傷をされるおそれがあること等を考慮すると、個人が特定される情報は記載されるべきではない。

なお、相手方の記載については、次のとおりとする。

損害賠償の相手方      ○○市在住      女性（男性）      ○○歳

5 その他の議案について

その他の議案で個人情報が記載されるものを外部提供する場合においては、あらかじめ当審議会の意見を聴くものとする。